

～退去をされるお客様へ～

解約手続きのご案内【重要】

弊社管理物件にご入居頂きまして、誠にありがとうございます。ご退去のお申出について、お手続きを本書にてご案内いたします。非常に重要なご案内になりますので、**必ず最後までお読みください。**

■退去立会いについて■

退去に当たっては、ご契約者立会いのもと、弊社スタッフ（弊社指定業者の場合もあります）による退去立会い（室内・原状回復にかかる費用等の確認）を実施させていただきます。**立**ち会いは予約制ですので、**必ず受付フォームにて予約をお願いいたします。**所要時間はおよそ30分から1時間程度です。室内には何も無い状態をお願いします。なお、年末年始、夏季、ゴールデンウィーク等長期休暇中、弊社休業日に立会いができない場合がございます。予めご了承くださいませ。

■賃料について■

入居時のご契約により、ご退去は1ヶ月前まで(事業用契約は3ヶ月)にご通知いただくことになっております。**お申出受付完了の日より起算して1ヶ月間分(事業用は3ヶ月)の賃料は必ずかかります。**

- ※1 家賃終了予定日より前に退去をされた場合も、上記期間分までの賃料は発生します。
- ※2 家賃終了予定日より実際の退去日がのびた場合は、実際の退去日までの賃料が発生します。
- ※3 家賃終了日は「家賃終了予定日」もしくは「退去立会日」のいずれか遅い方となります。最終月の賃料はいつも通り前月末日までに満額をお支払いください。後日、日割りでの精算をさせていただきます。(立会時に、その場での金銭の授受は一切ございません)

■違約金について■

入居時の特約により、ご退去にあたり違約金が発生する場合がございます。事前に必ず賃貸借契約書をご確認ください。

■退去日の延長について■

退去のお申出を頂くと、すぐに次の入居者の募集を開始します。お客様のご都合で退去日程の延長をお申し出頂いた場合でも、ご希望に添えない場合がございますので、予めご承知おきくださいませ。

■電気、ガス、水道の停止について■

◎電気・・・お客様より停止のご連絡をお願いします。設備の動作確認等も行いますので、
退去立会日まで使えるようにしておいてください。

◎ガス・・・閉栓に立会が必要な場合がございます。お客様よりガス会社様へ停止のご連絡をお願いします。

◎水道・・・◇水道局からの請求を受けているお客様：お客様より停止のご連絡をお願いします。

◇管理会社からの請求を受けているお客様：停止のご連絡は必要ありません。
管理会社より退去立会日までの最終検針を行います。

■その他■

●入居時にお渡しした鍵は、立会時に必ず全てご返却ください。本数が足りない場合やご返却がない場合等は、鍵交換費用が発生いたします。スペアキーを作られている場合も、防犯の観点より、全て弊社にてお引き取りさせていただきますので、ご了承ください。

●お客様宛の郵便物や定期便注文品等が新住所に転送されるよう、事前に届出をお願いいたします。郵便局窓口あるいはホームページからお申し込みが可能です。

●退去にあたり発生する大量のゴミが万が一回収してもらえない場合、別途処分費を請求させていただきますのでご注意ください。また、粗大ゴミは引越業者に処分してもらうか、各自治体にお問い合わせの上、責任をもって処分してください。

●室内設備の不具合がある場合には、退去立会の際にスタッフまでお伝えください。

●ご自身で設置された室内機器（エアコン、照明器具、インターネット設備等）は原則として取り外しをお願いしております。機器等の買取り等は行っておりません。

●退去立会いは契約者ご本人、あるいは管理会社に申請頂いている入居者様にてお願いいたします。

●退去立会后、あらためて最終精算金を確定致します。請求が発生した場合は必ず指定期日までにお支払いをお願い致します。このお支払いを以って正式に解約完了となります。

◇ご退去に関するお問い合わせ先◇

中山不動産株式会社

電話番号：052-252-5336（代表）

メールアドレス：kanri@nakayamafudousan.co.jp